

告 示

埼玉県公安委員会告示第261号

平成14年埼玉県公安委員会告示第321号（自動車及び原動機付自転車の運転免許に係る申請書、変更届及び申込書の提出日時及び場所に関する公安委員会告示）の一部を次のように改正し、平成23年10月3日から施行する。

平成23年9月26日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

別表中

「

運転免許証再交付申請書	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）
-------------	---	-----------------------------------

」

を

「

運転免許証再交付申請書	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察運転免許センター （埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4）
運転免許証の記載事項の変更のうち、県外からの転入の届出と同時に運転免許証の再交付を申請するとき。	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前10時30分まで及び午後1時から午後2時までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	埼玉県警察再交付・国外運転免許センター （埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5）
次のいずれかに該当する者が運転免許証の更新と同時に運転免許証の再交付を申請するとき。 (1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者	月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前10時まで及び午後1時から午後1時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。	

<p>(2) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者</p>		
<p>前記受付区分の(1)及び(2)のいずれにも該当しない者が運転免許証の更新と同時に運転免許証の再交付を申請するとき。</p>		<p>埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p>
<p>次のいずれかに該当する者が運転免許証の記載事項の変更のうち、県外からの転入の届出と同時に運転免許証の更新及び再交付を申請するとき。</p> <p>(1) 道路交通法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者</p> <p>(2) 道路交通法施行令第37条の6及び第37条の6の2に該当する者</p>	<p>月曜日から金曜日までの日の午前8時30分から午前11時30分までの間。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。</p>	<p>埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p> <p>埼玉県警察再交付・国外運転免許センター (埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5)</p>
<p>前記受付区分の(1)及び(2)のいずれにも該当しない者が運転免許証の記載事項の変更のうち、県外からの転入の届出と同時に運転免許証の更新及び再交付を申請するとき。</p>		<p>埼玉県警察運転免許センター (埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4)</p>

」

に、「埼玉県警察国外運転免許センター」を「埼玉県警察再交付・国外運転免許センター」に改める。